

令和二年六月二十三日受領
答弁第二四八号

内閣衆質二〇一第二四八号

令和二年六月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員松原仁君提出朝鮮学校の財務的背景と朝鮮総連との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出朝鮮学校の財務的背景と朝鮮総連との関係に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねについては、個別具体的な債権回収に関わる事柄であり、株式会社整理回収機構（以下「整理回収機構」という。）における今後の債権回収業務に支障を及ぼすおそれがあることから、答弁を差し控えたいが、一般に、特定の債務者に対する債権に関し、当該特定の債務者以外の者（以下「別個の者」という。）から法令にのっとりた債権回収を行うためには、別個の者名義の資産の帰属主体が当該特定の債務者である等、両者が事実上一体であること等の事実を立証することが必要であると考えている。いずれにせよ、整理回収機構及び預金保険機構においては、引き続き、付与された権能及び債権回収に関する知見やノウハウを活用しながら、債権回収に必要な事実を収集するとともに、法令にのっとり適切に対応していくものと考えている。

五について

金融庁においては、同庁作成の「マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、金融機関による国内外の制裁に係る法規制等の遵守の観点から、金融機関に対して、顧客の氏

名等と関係当局による制裁リストとを照合する等の同ガイドラインで明確化された必要な措置の実施を求められているところである。